

# ADR・ODR について

法務省大臣官房司法法制部



# 目次

1. ADR・ODRとは
2. 認証ADRの制度
3. 近時の法務省の取組
4. 認証ADR事業者の紹介

# 1. ADR・ODRとは

- ・裁判と裁判外紛争解決手続
- ・ADRの実施主体
- ・オンラインで行うADR

## 裁判と裁判外紛争解決手続

**ADR** とは

**A**lternative **D**ispute **R**esolution

裁判外紛争解決手続のことをいいます。

# 裁判と裁判外紛争解決手続

## 紛争解決の手段

### 裁判

- ・裁判官
- ・公開
- ・民事訴訟法に従った手続

**ADR** (中立の第三者が当事者の間に入り、話し合いで和解を目指す)

調停

あっせん

仲裁

- ✓ 各分野の専門家
- ✓ 非公開
- ✓ ニーズに応じた柔軟な手続進行が可能

### ADRの実施主体

- ・裁判所が行うもの(民事調停、家事調停)
- ・行政機関が行うもの(公害等調整委員会、労働委員会など)
- ・民間事業者が行うもの(弁護士会ADR、認証ADR)

## オンラインで行うADR

# ODR

Online  
Dispute  
Resolution



対面での  
コミュニケーションへの  
心理的な負担



手続に要する  
時間

遠距離移動



オンラインで行うことにより、これらの負担が軽減されます！

## 2. 認証ADRの制度

- ・法務大臣による認証と認証の基準
- ・認証ADRの特例

## 法務大臣による認証／認証の基準

**ADR法**(裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律)

に基づく法務大臣による認証制度

- ❖ 民間団体による調停・あっせん等の和解の仲介の業務を対象
- ❖ 厳格な基準の審査をクリアした場合に限り認証を付与

### ❖ 認証の基準の一例 ❖

- ・事業者が、取扱う紛争に応じた、必要な知識や能力等を有していること
- ・公正中立な第三者を調停人として選任できる体制を整えていること
- ・暴力団に関与する者でないこと
- ・調停を実施する者が弁護士でない場合には、弁護士の助言を受けられる措置を定めていること

## 認証ADRの特例

### 認証を受けた事業者が行うADRに認められる特例

- 時効の完成猶予
- 訴訟手続の中止
- 調停前置の特則
- 特定和解への執行力の付与

(ただし、以下の紛争に関しては、執行力は付与できません。)

- ・消費者契約に関する紛争
- ・個別労働関係紛争
- ・養育費などの金銭債権以外の人事・家庭に関する紛争

### 3. 近時の法務省の取組

- ・令和 8 年の改正民法施行に向けて
- ・情報提供の整備
- ・手続実施体制の整備

## 令和8年の改正民法施行に向けて

### ❖民法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(衆-6項、参-8項)

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

「父母による子の養育が互いの人格の尊重及び協力関係のもとで適切に進められるよう」、「離婚前後の子の養育に関する講座の受講や共同養育計画の作成を促進するための事業に対する支援、ADRの利便性の向上など、関係府省庁及び地方公共団体等と連携して必要な施策の検討を図ること」。

## 情報提供の整備

民間ADRを含む  
多様な選択肢が  
適切に提示される  
仕組み作り

### 認証ADR(法務省)

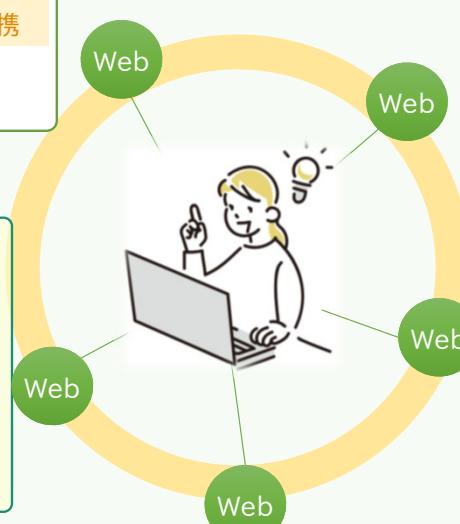
- ❖ 家事紛争に対応できる認証ADR機関の検索を容易に
  - かいいけつサポートHP上の検索を可能に
- ❖ 認証ADRについての分かりやすい情報発信
  - かいいけつサポートHPでの情報発信
  - 関係機関で提供可能な媒体の作成

## オンラインでの情報発信

### 裁判所

協力・連携

- ❖ ウェブサイトでの  
情報提供等



### 弁護士会

- ❖ 各種法律相談場面でのADR  
に関する情報提供
- ❖ ウェブサイトでの情報提供

### 弁護士会ADR

- ❖ 弁護士会ADRについての  
分かりやすい情報発信
  - ウェブサイトでの情報発信
  - 関係機関で提供可能な媒体の作成

日弁連

各弁護士会

### その他相談機関(法テラス・自治体等)

協力・連携

- ❖ ウェブサイト、電話・窓口対応等での情報提供

# 手続実施体制の整備

## 家族のこと 民間ADR で話し合ってみませんか?

(R7.10 日本弁護士連合会・法務省大臣官房司法法制部)

家族のことでトラブルを抱えているけれど  
家庭裁判所の手続は少し敷居が高いと感じる…

そんなとき 民間ADR(エーディーアール) を  
利用してみませんか?

民間ADRは裁判所の外で中立な第三者が入って  
話し合いをすることができる手続です

民間ADRの手続は各ADR機関によって様々ですが、例えば、

- 手續が柔軟で話し合いの期日の調整等もしやすい(土日や夜間の時間帯にも手續が可能な機関もある)
- ウェブ会議やチャット等のオンラインで手續が可能な機関があるなど便利で使いやすく、早期に合意に至る可能性があります

民間ADRで、トラブルの解決に向けて話し合ってみませんか?



### Q1: 民間ADRとは何ですか?

当事者同士の話し合いによる解決を中立な第三者がサポートする手続です。  
各地の弁護士会や、法務大臣が適格性を認めて認証した民間団体が手続を運営しています。

### Q2: 家庭裁判所の調停とは何が違うのですか?

- 民間が行うので手續が法定されておらず、柔軟なやり方で話し合いを進めることができます。
- ウェブ会議やチャット等を柔軟な形で活用してオンラインで手續を進められたり、土日や夜間の時間帯に利用できるところもあるので、平日は仕事や家事で忙しい人にも使いやすく便利です。
- 裁判所の手續となると少し身構えてしまう人もいるかもしれません、民間ADRは裁判所の外で行われる手續ですので、そんな必要はありません。当事者同士の対立が深まる前に、お互いの解決を目指して穏やかな話し合いをサポートします。

### Q3: どのような人が調停人になるのですか?

(ADR機関によって異なりますが)弁護士(元裁判官を含む)、元家庭裁判所調査官、調停委員、司法書士、カウンセラー等が調停人として話し合いをサポートします。

※弁護士以外が調停人となる場合も必要に応じて弁護士の助言を得ながら手續を進めます。

民間ADRの手續は各機関によってそれぞれ異なります  
ぜひ、双方の実情やニーズに合った民間ADRを探してみてください

日本弁護士連合会  
家事ADRについて



法務省  
認証ADRについて



## 情報提供の整備

法務省運営

「かいけつサポート」HP

<https://www.adr.go.jp>



TOP ADRとは 対話ADRによる  
解決事例 認証事業者用 認証をご検討  
中の方用 ODRの推進 その他

話し合いで柔軟な解決を



法務大臣が認証した民間事業者による裁判外紛争解決手続

法務大臣が認証した民間事業者による「調停」、「あっせん」の手続です。

TOPページを  
下にスクロール  
すると…⇒

⇒⇒離婚のトラブルを取り扱って  
いる認証事業者はこちら

養育費の決めに関する  
主な手続(PDF)

養育費の決めをする  
手続選択のセルフチェック

自治体の費用補助  
のご案内はこちら

民間ADRで話し合って  
みませんか？(PDF)

# 4. 認証ADR事業者について

- ・認証ADRで取扱う紛争の種類
- ・事業主体と調停人
- ・家事事件取扱い事業者の例
- ・認証ADR事業者へのアクセス方法の御案内

## 認証ADRで取扱う紛争の種類

### 民事上的一般的なトラブル

- ▶ 金銭の貸し借りに関するトラブル

### 不動産

- ▶ 土地の境界に関するトラブル
- ▶ 原状回復費用に関するトラブル
- ▶ マンションの管理に関するトラブル

### 労働

- ▶ 残業代不払いに関するトラブル
- ▶ パワハラ・セクハラに関するトラブル
- ▶ 不当解雇に関するトラブル

### 生活環境

- ▶ ゴミや騒音などの近隣関係のトラブル
- ▶ 犬の噛みつき事故によるトラブル

### 交通

- ▶ 自転車事故の治療費請求に関するトラブル

### 消費者

- ▶ 自動車や家電製品の欠陥に関するトラブル
- ▶ 契約に関するトラブル

### 商事

- ▶ 事業再生や事業承継に関するトラブル
- ▶ 知的財産に関するトラブル

## 事業主体と調停人／家事事件取扱い事業者の例

- ❖ 全国各地にある171の民間事業者が活動中(R7.10.31現在)

事業主体	弁護士会・司法書士会等の士業団体、業界団体、各種法人、株式会社、個人 など
調停人	弁護士、取扱う紛争について専門的な知識や経験を有する者

### ❖ 家事事件取扱い事業者の例 ❖

事業主体	弁護士会、公益法人、親子交流支援団体、相談支援団体、 アプリ開発企業、家庭裁判所調査官の経歴を持つ個人 など
調停人	弁護士、元家庭裁判所調査官、家庭裁判所の家事調停委員 など

認証ADRは各事業者で特長も様々。当事者双方からカウンセリングを行い、じっくりと話を聞き関係を構築することに力を入れている事業者、オンライン上で簡易に手続を進める事業者、親子交流支援も行う事業者等  
→認証ADRの一番の特長は、各事業者によって実施する紛争解決手続が多様であること

## 認証ADR事業者へのアクセス方法の御案内

法務省運営

「かいけつサポート」HP



<https://www.adr.go.jp>

○ 詳細検索

### 対応範囲

- ODR(オンライン調停)対応可能
- 全国対応可能
- 特定和解対応可能
- プレADRあり

\* 特定和解とは、認証ADRで成立した和解に差押等の執行力が付与されたものを言います。

\* プレADRとは、ADRを行う前の相談対応や当事者間の交渉等のことを言います。

### 夜間・土日祝対応可

- 土曜対応可能
- 日曜対応可能
- 祝日対応可能
- 夜間対応可能

\* 夜間の目安は、17時以降21時頃までです。

取扱いの多い紛争や認証ADR事業者一覧からも探せます。



### 敷金返還に関するトラブル

借家の退去の際、大家さんから示された現状回復費用について納得できず、直接交渉してもまとまらなかった。



とても話しやすくて、大家さんの理解も得られ、費用を減額してもらう形での調停で解決ができた。

⇒⇒ 敷金返還トラブルを取り扱っている認証事業者はこちら

### ●認証ADR事業者一覧ページから探す

- ・ 北海道・東北
- ・ 関東
- ・ 甲信・北陸・東海
- ・ 近畿
- ・ 中国・四国
- ・ 九州・沖縄

### 全国対応

事業者名等	取り扱う紛争の範囲
(株)AtoJ	原則、金銭債権の請求に関する民事に関する紛争（全般）
愛知県弁護士会	民事に関する紛争（全般）
愛知県弁護士会 西三河支部	民事に関する紛争（全般）
神奈川県弁護士会	民事に関する紛争（全般）
京都弁護士会	民事に関する紛争（全般）
熊本県司法書士会	民事に関する紛争（全般）
日本民間会議機構	民事に関する紛争（全般）

## 各認証ADR事業者の詳細ページ

- 各認証ADR事業者のページに、詳細な案内があります！
- 各項目をクリックすると詳細が表示されます。

### 1.1 報酬・費用の額や算定方法と支払方法(規則第9条第1項第11号)

#### 【調停手続】

##### ○申立費用

円（税別）

※

##### ○期日費用

期日1回につき

円（税別）

※一例

##### ○成立費用

合意成立の価額に応じて

円（税別）

- 事業者を選ぶ際の御参考に

御清聴ありがとうございました。

